

茨城大学における入学料及び授業料の免除・徴収猶予に係る選考基準

茨城大学における入学料及び授業料の免除・徴収猶予に係る選考は、学業成績と家計状況の2つに基づき審査します。
それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。

(1) 学業成績について

■ 前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学種	申請時現在の学年	前年度までの 修得単位	学業成績の平均値			備考
			4段階 評価	5段階 評価	6段階 評価	
学部	1年次	—	—	—	—	入学試験の合格をもって学業優秀とみなし適格者とします
	2年次	31単位以上	—	2.5以上	—	前年度までの修得単位数及び学業成績の平均値が対象となります
	3年次	62単位以上	—	2.5以上	—	
	4年次	93単位以上	—	2.5以上	3.0以上	
	3年次編入学生	—	—	—	—	入学試験の合格をもって学業優秀とみなし適格者とします
修士・ 博士前期 課程・ 専攻科	1年次	—	—	—	—	入学試験の合格をもって学業優秀とみなし適格者とします
	2年次	10単位以上	2.0以上	2.5以上	—	前年度までの修得単位数及び学業成績の平均値が対象となります
博士後期 課程	1年次	—	—	—	—	入学試験の合格をもって学業優秀とみなし適格者とします
	2年次	4単位以上	—	2.5以上	—	前年度までの修得単位数及び学業成績の平均値が対象となります
	3年次	8単位以上	2.0以上	2.5以上	—	
専門職 学位課程	1年次	—	—	—	—	入学試験の合格をもって学業優秀とみなし適格者とします
	2年次	23単位以上	—	2.5以上	—	前年度までの修得単位数及び学業成績の平均値が対象となります

■ 学業成績の平均値の算出方法

前年度までに修得した成績に対し、以下基準表に示す換算点を乗じた値の合計額を、修得した科目の総単位数で除して算出する。

成績	換算点		
	4段階 評価	5段階 評価	6段階 評価
A ⁺	—	×4	×5
A	×3	×3	×4
B	×2	×2	×3
C	×1	×1	×2
D	—	—	×1

例) 学部3年次(5段階評価)であって、前年度までに修得した総単位数及び成績が以下のとおりであった場合
 A⁺の成績を修めた科目の単位数合計：25単位
 Aの成績を修めた科目の単位数合計：20単位
 Bの成績を修めた科目の単位数合計：10単位
 Cの成績を修めた科目の単位数合計：10単位
 合計：65単位

$$\frac{【A^+ : 25 \text{ 単位} \times 4】 + 【A : 20 \text{ 単位} \times 3】 + 【B : 10 \text{ 単位} \times 2】 + 【C : 10 \text{ 単位} \times 1】}{65 \text{ (前年度までの総修得単位数)}} = \frac{190}{65} = 2.9$$

※小数点以下第2位を四捨五入

3年次の場合、「総修得単位数：62単位以上」及び「学業成績の平均値：2.5以上」なのでこの学生は、学業成績の基準はクリアとなります。（非課税世帯、一人親世帯、多子世帯等の学生の場合は基準が緩和されることがあります。）

※徴収猶予を申請される場合の学力基準について

徴収猶予を申請される場合の学力基準は、授業料免除の基準より緩和されています。

(2) 家計状況について

【判定基準表】

学 種	入学料免除適格者		授業料免除適格者			徴収猶予適格者 (入学料・授業料)
	全額	半額	全額	半額	1/4額	
学部（日本人）	I	II	I・II*	II・III*	III	I～V
学部（留学生）	I	II	I	II	III	
修士・博士前期課程 （日本人）	I	II～IV	I	II	III	
修士・博士前期課程 （留学生）	全員	—	I	II～V	—	
博士後期課程 （日本人）	I	II～V	I	II～V	—	
博士後期課程 （留学生）	全員	—	I	II～V	—	
専門職学位課程	I	II～IV	I	II	III	
専攻科	I	II	I	II	III	

※II*は、所得割段階表がIIで一人親・多子世帯、III*は、所得割段階表がIIIで一人親・多子世帯が該当
 ※被災学生支援は、家計基準Iの世帯の学生は「全額免除」、「家計基準II～Vの世帯の学生は「半額免除」

【所得割額段階表】

基準	所得割額（父・母の合算額）	備 考
I	0円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、独立生計及び私費外国人留学生の選考でのみ適用します。
II	100円～51,300円未満	
III	51,300円～102,600円未満	
IV	102,600円～154,500円未満	
V	154,500円～304,200円未満	

- 本学では、申請者自身が免除の適格について確認できるよう「課税証明書」の市町村民税所得割額に基づいた、より分かりやすく明確な家計基準を採用しております（国の「高等学校等就学支援金」における基準を参考にしています）。具体的には、保護者等（原則として父・母）の市町村民税所得割額の合算額を上記の「所得割額段階表」に基づき段階的に分けた後、「判定基準表」に基づいて免除判定を行いますので、ご自身がどのカテゴリーに入るのか「判定基準表」をよく確認し、免除等の申請をしてください。
- 入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行います。免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため適格者であっても必ずしも免除になるものではありません。

【家計状況の例】

例 1) 授業料免除を申請する（日本人）の学生で、父の所得割額が 40,000 円、母の所得割額が 10,000 円の場合

父と母の所得割額の合算額が、 $40,000 + 10,000 = 50,000$ 円となりますので、基準は、「Ⅱ」となります。この場合、判定基準表の学部（日本人）の欄を参照すると、全額免除適格者は、入学金・授業料ともに「Ⅰ」、半額免除適格者は、入学金・授業料ともに「Ⅱ」となっております。判定基準表で指定している基準に合致すれば免除適格者となりますので、全額免除適格者とはなりません。半額免除適格者となり、半額免除を受けられる可能性があるということになります。

例 2) (前学期分申請の場合) 授業料免除を申請する学部（日本人）の学生で、父が平成 29 年 3 月に失業をして、現在まで無職・無収入（雇用保険受給あり・年金受給なし）で、母が平成 28 年 1 月以前から無職の場合

この場合は、父は無職無収入の申立書を提出することになります。退職を証明する書類（退職証明書等の写）を添付し、雇用保険の受給に関する書類の写を添付してください。雇用保険については、収入ですが、税法上では収入とみなされないため、本学では収入とはみなしません。年金収入もないとのことなので、この場合は課税証明書の市町村民税所得割額が 0 円でなかった場合でも、年収入は「0 円」として判定します。母は平成 28 年 1 月以前から無職であるため、無職無収入の申立書は不要で、課税証明書で判定します。無職で非課税ということであれば、父の年収入「0 円」・母は非課税により収入「0 円」とし、この世帯の年収入の合算額は 0 円で基準「Ⅰ」となり、全額免除の適格者となるため全額免除を受けられる可能性があるということになります。

課税証明書の見本

市・県民税課税証明書

住 所									
氏 名									
市民税所得割額を家計基準の算定に使用します									
平成〇〇年度課税		市民税所得割額		円	市民税均等割額	円	年税額	円	
平成△△年分	円	市民税所得割額	円	市民税均等割額	円	市民税所得割額	円	市民税均等割額	円
所得金額の合計	円	所得割額	円	均等割額	円	所得割額	円	均等割額	円
所得の種類	金額	所得控除の種類	金額	人的控除の内訳					
給与所得	円	社会保険料控除	円	扶養対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	障害者	人	扶養	人
(給与収入金額)	円	生命保険料控除	円	控除対象配偶者	老人	人	内同居	人	人
	円	人的控除	円	その他	人				
	円	基礎控除	円	控除対象扶養親族	老人	人	本人該当		
	円		円	内同居	人				
	円		円	その他	人				
	円		円	特定	人				
	円		円	16歳未満扶養親族	人				

備考
XXXXXXXX-XXXXXX-X

©プリントされた文字（数字）以外は、証明していません。

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成〇〇年×月×日

〇〇県〇〇市長

印

(3) 授業料免除選考に係る特別措置

以下に該当する場合、授業料免除の対象にはなりません。ただし、認められるケース（休学歴や家庭内特殊事情がある場合）もあるので、該当する者は学生支援センターまでご相談ください。

■ **学業成績が基準に満たない者**

■ **修業年限超過者**

(4) 以下の申請の場合は、家計基準の選考が異なります。

・家計急変枠

家計支持者の死亡、病気等による家計急変により家計状況が困窮した世帯を対象に授業料免除の申請を通常の各学期の申請とは区別して、随時受け付けます。

対象となる学生は、家計困窮により新たな家計基準のⅠ～Ⅲに該当する学生で、かつ家計困窮前の世帯年収と比較して3割以上減額されていることが条件となります。

・被災学生対象の入学料免除及び授業料免除の家計基準

東日本大震災被災者、熊本地震被災者及び平成23年度以降の被災者に対する支援は、学種を問わず入学料免除、授業料免除とも次のようになります。

【家計基準Ⅰの世帯の学生】全額免除

【家計基準Ⅱ～Ⅴの世帯の学生】半額免除

○入学料及び授業料の免除・徴収猶予に関するお問い合わせ先

〒310-8512 水戸市文京2-1-1

茨城大学 学生支援センター 宛

TEL 029-228-8067・8059

※ お問い合わせは、平日の8時30分から17時15分の間をお願いします。